

申告期限は3月15日(月)

「市民税・県民税の申告」「所得税の確定申告」は正しく、早めの申告を！

国税庁のホームページで確定申告書を作成し、送信または印刷することができます。積極的に利用してください。



◎所得税の確定申告 葛城税務署 ☎0745-22-2721

【申告が必要な人】

- ▼事業所得（営業等・農業）・不動産・一時所得がある人
- ▼サラリーマン・パート・アルバイトなどの給与所得者で次に当てはまる人
 - ①給与収入が2,000万円を超える人
 - ②年末調整後の給与所得や退職所得以外の各種所得合計金額が20万円を超える人
- ▼公的年金受給者で次に当てはまる人
 - ①公的年金にかかる雑所得以外の所得金額が20万円を超える人
 - ②公的年金受給者で医療費、生命保険料、扶養などの控除による所得税の還付を受ける人

◆市民会館で相談会を開催します（市役所では行いません）

【税理士による相談会】

- 時 2月25日(木)、26日(金) 9時30分～16時(受付は15時まで)
- 内 営業、農業、不動産所得のある人や給与所得者、年金所得者の還付申告、住宅ローン、医療費控除等に対応

【市職員による相談会】

- 時 3月1日(月)～15日(月)※水・土・日は除く 9時30分～正午、13時～16時(受付は15時まで)
- 注 今年度から住宅ローン控除を含む申告の相談は行いません。

※混雑状況により、受付を早めに終了することがあります。
 ※不動産や株式を売却した場合の譲渡所得、贈与税、相続税、山林所得の相談は行いません。
 ※作成済みの申告書は市役所税務課、西吉野支所、大塔支所に提出できます。
 ※急ぎの場合や税務署の受付印が必要な場合は、直接税務署に提出してください。

◆税務署での申告

税務署（申告書作成会場）への入場には「入場整理券」が必要です。入場整理券は、会場で当日配付するほか、LINEを通じて事前発行することも可能です。詳しくは国税庁ホームページで確認してください。

▼葛城税務署（大和高田市西町1-15）

時 2月16日(火)～3月15日(月)※土・日・祝日は除く 9時～17時(受付は16時まで)

注 葛城税務署内の駐車場は使用できません。公共交通機関等で来署してください。

▼奈良税務署（奈良市登大路町81）※閉庁日対応

時 2月21日(日)、28日(日) 9時～17時(受付は16時まで)

◆その他の地区相談会

▼イオンモール橿原

(3階イオンホール、橿原市曲川町7丁目20-1)

時 2月1日(月)～4日(木) 10時～16時30分(受付は15時30分まで)

▼上牧町保健福祉センター 2000 年会館 (2階多目的室、上牧町大字上牧3245-1)

時 2月8日(月)～12日(金)※祝日は除く 9時30分～16時(受付は15時まで)

相談会・申告書作成会場での感染症対策にご協力ください

- ▼混雑を避けるために入場者数を調整する場合があります。
- ▼マスクの着用をお願いします。マスクを着用していない場合、入場をお断りする場合があります。
- ▼咳・発熱等の症状のある人や体調のすぐれない人は、入場をお断りします。
- ▼会場内に筆記用具等は用意していません。ボールペンや計算機具等を持参してください。



相談会・申告書作成会場を利用する際のお願い

- ▼各申告書作成会場の駐車場には限りがあります。できるだけ公共交通機関を利用してください。
- ▼窓口が混雑し、待ち時間が長時間になる場合があります。また、相談者が多い場合は受付を早めに終了することがあります。
- ▼令和元年分の申告書の控え、利用者識別番号等の通知(持っている人)を持参してください。
- ▼医療費控除を伴う確定申告は、「医療費控除の明細書」をあらかじめ作成し、持参してください。
- ▼営業、農業、不動産所得がある人は、事前に年間の収入や必要経費などを整理し、収支内訳書に記入しておいてください。
- ▼税務署以外の確定申告書作成会場では、電話による問い合わせを受付していません。

◎市民税・県民税の申告 五條市税務課 (内線256、298)

【申告が必要な人】

1月1日現在、市内在住の令和2年中に所得があった人で、次に該当する場合は市民税・県民税の申告が必要です。
※令和2年に市民税・県民税を申告した人に2月上旬に申告書を発送します。

- ▼事業所得（営業等・農業）や不動産所得があった人
 - ▼給与所得と給与所得以外の所得（営業等、農業、不動産、年金など）があった人
 - ▼公的年金を受給している人で、医療費、社会保険料、扶養などの控除を受けようとする人
 - ▼収入が無かった人（遺族年金・障害年金等の非課税所得のみの人も含む）
- ※該当する場合でも、所得税の確定申告をする場合は、申告不要です。

【申告書の提出先】

〒637-8501 五條市本町1-1-1 五條市 税務課 市民税係
 ※感染症拡大防止のため、申告書同封の返信用封筒を使って郵送で提出してください。
 ※やむを得ず窓口で提出する場合、西吉野支所および大塔支所でも提出できます。
 ※窓口：平日8時30分～17時15分